大分県議会議長　　　　　　　　殿

大分県議会議員

宿 所 ・ 連 絡 所 届

　住所とは別に会期中の宿所又は連絡所を次のとおり定めたので、会議規則第３条第１項の規定により届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区 分 | 所　　　在　　　地 | 電話番号 |
| 宿 所 |  |  |
| 連絡所 |  |  |